

福井県難聴児支援体制指導員派遣事業

こども支援センターえがお では、福井県の委託を受け、耳のきこえに不安のあるお子さんが地域で安心して療育を受けられるよう、その地域の療育機関等からの求めに応じ、「難聴児支援体制指導員」を派遣し、ろう学校と協力しながら、**きこえ**や**ことば**に関する相談や支援を行っていきます。

\ きこえ / と \ ことば /



▶ こんな時にご連絡下さい！

の相談

事業所として

- ・ 難聴のお子さんへの療育を知りたい
- ・ 難聴のお子さんとのコミュニケーションを知りたい
- ・ 難聴児の保護者相談対応等を相談したい
- ・ 難聴児療育のスキルアップをしたい！
- ・ 難聴児との関係機関との連携について知りたい
- ・ 難聴児に関する研修会をして欲しい

etc

＊ ご連絡があった事業所等に指導員が伺い、約3カ月を目安とした派遣計画を作成し、事業所スタッフの難聴児療育に係るスキルアップを図ります。**費用は無料**です。お気軽にご相談ください。

(指導員は難聴児に直接療育をしたり保護者相談等に応じるのではなく、難聴児受け入れ事業所スタッフのスキルアップのための指導等を行います。)

問い合わせ先

社会福祉法人 光道園 こども支援センターえがお

相談時間：9時00分～18時00分（土日・祝日は休み）

電話：090-2069-6560

Fax：(0778) 34-2507

住所：〒916-0146 福井県丹生郡越前町朝日1丁目201

mailでのご相談はこちらから

nancho@kodoen.or.jp

難聴児支援体制指導員とは・・・

・ 難聴児が地域で療育を受けられるように、難聴児を支援する事業所の人材育成を図る者です。

【難聴児支援体制指導員派遣事業の流れ（イメージ）】



・ 児童発達支援センター等に難聴児の療育相談が入ったけど、療育って何をすれば・・・



・ 難聴児支援体制指導員派遣事業所に連絡して難聴児療育等について相談してみよう！



・ 指導員が連絡のあった事業所を訪問し、約3カ月の派遣計画を作成。事業所での療育内容等を一緒に考え、人材育成に務めます。



・ 事業所スタッフが難聴児支援を知ることができ、支援の幅が広がりスキルアップができます!!

*** きこえ**についての理解を深めるため、随時ろう学校の**見学会**や**研修会**を開催します。興味のある方は日時調整をしますのでご連絡下さい。

2023. 05.26時点

こども支援センターえがお

③業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の**業務管理体制の整備に関する届出が必要**です
- 変更等ある場合は、必ず**変更届をご提出**ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。
（厚生労働省、県、中核市、市町村等）
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

（参考）県ホームページ「業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyomukanri.html>

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について



- 利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、指定障害福祉サービス等に係る情報公開制度が実施されています（法76条の3・児童福祉法33条の18）。
- 事業者は、情報公開の対象となるサービス（次スライド参照）について都道府県等※に報告し、報告を受けた情報を、都道府県等は公表することが義務づけられています。

(例)

- 県所管事業所→県に報告
- 福井市（中核市）所管事業所→福井市に報告
- 福井市以外の市町指定の特定相談支援事業所→県に報告

令和6年度より、WAMNET未報告の場合の減算が新設されています！

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

情報の公表を行うサービス等の種類

- ①**指定障害福祉サービス**（共生型障害福祉サービスを含む。）：指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- ②**指定地域相談支援**：指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- ③**指定計画相談支援**
- ④**指定通所支援**（共生型通所支援を含む。）：指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- ⑤**指定障害児相談支援**
- ⑥**指定入所支援**（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）：指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

(すでに指定を受けている事業所)

- 毎年度報告開始日… **5月1日**
- 毎年度報告期限… **7月31日**

(新規指定事業所)

- 報告開始日… **指定を受けた日**
- 報告期限日… **指定を受けた日から1か月以内**
- 更新率…福井県 83%(R6.3.21現在)

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

【変更がない場合も報告を！】

- ・ 情報公表制度において求める毎年度の情報更新（5～7月）については、
**既に公表されている情報に変更がない場合でも、
「変更がない」旨の報告が必要となります。**
- ・ 各事業者の届出機能において、
ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能がありますので、
変更がない場合は、ご活用ください
(変更点がある場合は一括更新ボタンは押さないように気を付けて
ください。差戻し処理が必要です)。

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

- 障害福祉サービス等情報公開制度

※公開内容は障害福祉等サービス等情報検索から確認できます。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>

- 障害福祉サービス等情報公開制度 **ログインページ**

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

- 障害福祉サービス等情報公表制度（厚労省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

障害者支援施設等災害時情報共有システム(WAMネット)について

災害等発生時、事業所の被災状況・安否確認を国－各自治体と情報共有するためのシステム

○概要

- ・災害発生時に障害福祉サービス等事業所の被災状況を自治体や国と情報共有するためのシステム
- ・災害発生時、登録の全事業所に入力依頼のメールが送付され、オンライン上で報告

○登録方法

下記リンク参照(※事業所の基本情報はWAMネットに登録済みのものが反映されます)

[障害者支援施設等災害時情報共有システム\(WAMNET\)について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)

○お願い

- ・災害発生時には登録アドレスあてメールが送られますので、御確認をお願いします。
- ・個人アドレス等を登録している場合、異動等で不通となる場合がありますので適宜見直ししてください。

業務継続計画(BCP)、避難計画の策定等について

継続的なサービス提供体制を確保するため、各種防災計画等の策定が義務化されています

○業務継続計画(BCP)の策定について

・令和6年4月1日より、経過措置が終了し義務化

BCPの策定が施設の運営基準に含まれるようになり、未策定減算も新設されます。

・策定に関するガイドライン等

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

県ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/bcp.html>

業務継続計画(BCP)、避難計画の策定等について

継続的なサービス提供体制を確保するため、各種防災計画等の策定が義務化されています

○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

・避難確保計画

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設(ハザードマップで確認可能)は「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられています。

・避難訓練の実施

原則として、年に1回以上の実施が必要なほか、BCPに定めている内容に従ってください。

・市町への報告

避難計画の変更、訓練の実施等については市町への報告が必要となります

(報告様式等は各市町の防災担当部局にお問い合わせください)

業務継続計画(BCP)、避難計画の策定等について

継続的なサービス提供体制を確保するため、各種防災計画等の策定が義務化されています

○原子力災害時避難計画の作成等について

・対象エリアについて

原子力発電所から半径30km圏内(嶺南地区、丹南地区、鯖江市)に位置する障害者支援施設等には避難計画の策定および避難訓練等の実施について協力をお願いしています。

発電所	対象市町(おおむね30km圏内)
敦賀発電所	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市 (、福井市)
美浜発電所	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町
大飯発電所	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
高浜発電所	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

・避難計画の作成ガイドラインおよび様式類

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shougaisyasisaku/gensiryokusaigaijihinankeikaku.html>

令和6年度実施予定の人材確保推進事業について

－ 詳細な事業案内・募集要項等は後日に別途御連絡いたします－

○障がい福祉有償インターンシップ等支援事業 (募集期間:3月30日～4月19日)

- ・「ふくいインターンシップ(291JOBS)」と連携し、実施時期8月上旬～9月下旬でインターンシップ支援事業を実施
→参加学生は両インターンシップ制度を併せて利用・マッチング対応
- ・参加学生に対し報償金支払いを設定(有償インターンシップ等)し、報償費を補助
- ・県内外の大学等に対しガイダンスを実施
- ・インターンシップ参加法人向け説明会(4月10日・オンライン)
 - ・インターンシップ等の設計方法や学生への効果ある求人などについて講習会を実施します(無料)

○短時間就労(ちょこっと就労)の促進事業(6月以降受付開始予定)

- ・事業に登録(応募)し、短時間就労の求人活動を実施した法人を対象
- ・雇用に要した広報費、仲介手数料等の採用活動経費を補助

(案)

事務連絡
令和6年3月27日

県内各障がい福祉事業所 御中

※正式な御連絡および添付資料の送付は後日送付いたします

い福祉課
ト株式会社

令和6年度 障がい福祉有償インターンシップ等参加法人募集のご案内

日ごろから県の障がい福祉政策にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、令和6年度より、就職活動学生・高校生等に対し県内就職への意識向上および障がい福祉分野への理解促進を図ることを目的に、県内障がい福祉事業所が実施するインターンシップ等の就業体験の周知・マッチング支援、参加学生に対する参加報償費等の支援事業を実施いたします。

本事業は、県内企業を対象に実施されているインターンシップ等の促進事業「ふくいインターンシップ」と連携し、幅広い学生を対象として周知・参加募集を行い、県内外の学生の参加を促してまいります。また、学生の参加意欲向上のため参加報償費（有償インターンシップ等）を設定し、その支援を行います。

なお、本事業はアイビーエージェント株式会社が事業受託者として本事業を運営してまいります。

各法人におかれましては、下記のとおり本年度募集に関する資料をお送りいたしますので、積極的なご検討をお願いいたします。

なお、障がい福祉有償インターンシップ等への参加申込みは、福井県公式就活情報サイト291 JOBSへの企業登録が必要です。291 JOBSに未登録の法人（団体）におかれましては、事前に登録をお願いいたします。

記

1 障がい福祉有償インターンシップ等への参加申込み（別添資料1～3）

参加申込みは、291 JOBSへの法人情報登録および別添のプログラム登録様式の提出により行います。下記期間内にインターンシップ情報を登録してください。

なお、登録内容については、添付資料1～3をよくご確認のうえ御記入ください。また、下記2の説明会もぜひ参加いただき参考にしてください。

登録期間：3月29日（金）～4月19日（金）

（参考）291 JOBS企業ページURL

<https://291jobs.pref.fukui.lg.jp/company/login.php>

2 参加企業向け説明会の開催（添付資料4）

参加を検討いただいている企業（団体）を対象とした企業説明会を開催します。過去にインターンシップ等の実施経験をお持ちの皆さまも含め、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

日時：4月10日（水）14：00～16：30

場所：オンライン

内容：産学協議会基準に準拠したインターンシップの要件とは

福祉分野におけるインターンシップの注意点とは 等

特別セミナー 講師：小澤明人氏（リッチピクチャーズ株式会社）

参加申込：添付資料4に記載されているQRコードよりお申込み

申込期限：4月8日（月）17：00まで

参加費：無料

※ふくいインターンシップ参加企業も視聴されますので、プログラム登録方法等一部の説明が異なる部分がございます。

※16：00～16：30の内容は障がい福祉事業所を対象とした追加講義になります。

3 ふくいインターンシップフェアの開催（添付資料5）

ふくいインターンシップ・障がい福祉有償インターンシップに参加いただく企業（団体）による合同説明会を開催します。参加を希望される場合は、下記期限内にお申込みください。

日 時：5月18日（土） 一部 10：00～12：00

二部 13：30～15：30

場 所：福井県産業会館 2号館展示場

内 容：出展企業によるインターンシップ情報についての説明会

出展企業数：50社／部 計100社

参加申込：添付資料5に記載されているQRコードよりお申込み

申込期限：4月22日（月）17：00まで

参加費：無料

備考：会場の都合上、参加いただく全ての企業（団体）の出展が困難なため、当ガイダンスへ参加申込みいただいた企業（団体）より抽選にて出展の可否を決定させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、出展時間（部）は事業受託者で決定させていただきます。

添付資料

- ・添付資料1 障がい福祉有償インターンシップ等実施要領
- ・添付資料2 実施スケジュール
- ・添付資料3 インターンシップ等情報の登録方法について
- ・添付資料4 参加法人向け説明会について
- ・添付資料5 ふくいインターンシップフェアについて

(案)

添付資料 4

障がい福祉有償インターンシップ等参加法人向け説明会について

日 時：4月10日（水）14：00～16：30
場 所：オンライン
内 容：産学協議会基準に準拠したインターンシップの要件とは
福祉分野におけるインターンシップの注意点とは 等
特別セミナー 講師：小澤明人氏（リッチピクチャーズ株式会社）
参 加 費：無料
申込期限：4月8日（月）17：00まで

※14：00～16：00の講義は県が別途実施している「ふくいインターンシップ」の参加企業（団体）の皆さまも対象とした説明会になるため、プログラム登録方法等一部の説明が異なる部分がございます。

※16：00～16：30の内容は障がい福祉事業所を対象とした追加講義になります。

下記 QR コードからお申込みください。

連絡先については、現在業者と調整中です。後ほど御連絡する正式通知版を御参照ください。

参加法人向け説明会 特別セミナー

<講師>

小澤 明人（おざわ あきひと）

リッチピクチャーズ（株）キャリアファシリテーショングループ／プロデューサー
人事採用コンサルタント

就活対策・就業力育成コンサルタント

※セミナー内容は参加のお申込みをいただいた企業さまに
追ってご連絡いたします。



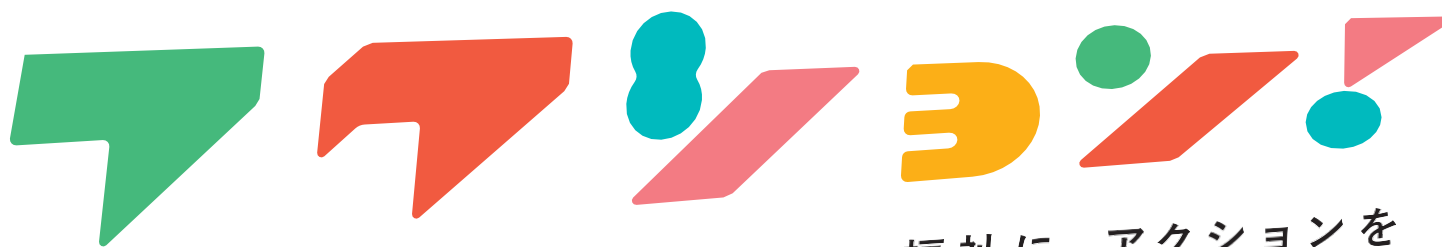
【お問合せ先】

ふくいインターンシップ事務局
（アイビーエージェント株式会社）

担当：上村、黒田、稲田

TEL（0776）29-0869

✉ fukui-internship-iba@jupiter.ocn.ne.jp



福島に、アクションを

1. 前提

現在の参加メンバーの紹介



野路 靖人 六感デザイン / ブランディングデザイナー

福井県の丸坊主・丸眼鏡のブランディングデザイナー。福井市のデザイン事務所。「ブランドに気づき、ブランドを築く。」をモットーとし、デザイン制作だけではなく課題発見から解決までをサポートし、コンセプトの見直しやネーミング、商品の企画アドバイスまで幅広く手掛ける。



新山 直広 TSUGI / デザインディレクター

1985年大阪府生まれ。京都精華大学デザイン学科建築分野卒業。2009年福井県鯖江市に移住。応用芸術研究所を経て、鯖江市役所在職中の2013年にTSUGIを結成。以降、未来の産地を醸成する様々なプロジェクトを展開し、2015年に法人化。デザイン・ものづくり・地域といった領域を横断しながら、地域や地場産業のブランディングを手がける。

1. 前提

本事業の目的

福井県障がい福祉課の事業として、「幸せ就労」を実現したい。

さらなる工賃の向上

自分らしい働き方の追求



幸せ就労の実現

賃金を向上させ、
1人ひとりが働きの喜びを
実感できる仕組みを作る。

2. 認識の共有

福祉業界の現状について

障がいを持つ人の数は、約 937 万人。

障がいを持つ人の数は、日本人口の約7.4%にあたります。

そのうち、就労支援施設に通う障がい者は 34.2万人。

働く障がい者の給与は、現在17,000 円/月。

就労者が最も多いB 型就労支援施設の平均工賃は、月額平均17,000 円。

障害者年金70,000 円とあわせても、自立した生活は望めない。



障がいを持つ人は多い一方で、平均工賃が非常に低いという現状。

3. 課題

福祉業界における課題

工賃の伸び悩み

一度に大量生産することが難しく、
これ以上工賃向上を求められても
難しい。

事業所の意識停滞

製作しても販路が少なく、セルフ
フェアなども回数や場所に限界が
ある。

商品開発の限界

県内の小さい事業所等では質の
高い製品開発ができず、発注にも
耐えられない。



これらの問題を解決するには ...

福祉事業所の商品力強化

- ・売れる商品を開発する
- ・成功事例を確立し、ナレッジシェアへつなげる

民間企業 / 社会の認知改革

- ・福祉への発注がインセンティブになるという認知改革
- ・民間企業と福祉事業所との接点をつくる

販路開拓の仕組み構築

- ・マッチングの仕組みを確立する
- ・メディア露出等を通じて民間企業へのアプローチを行う



福祉事業所の商品力強化

商品開発

デザイナーと事業所が手を組み、既存商品のブラッシュアップを実施。成功事例を確立し、業界全体へ横展開する。後続として、企業とのコラボや、有志によるサークル・塾等への活動へ繋げる。

事業所側の
商品力強化

民間企業の
認知拡大

マッチング

販路開拓の仕組み構築

WEB / カタログ制作

福井の福祉がわかるウェブサイトを作成し、民間企業と福祉事業所とのお仕事マッチングを促進。さらに、事業所紹介に加え、福祉の捉え方を変えるコンテンツを提供し、福祉とは何かを浮かび上がらせる意義あるメディアを作る。

民間企業 / 社会の認知改革

フェアのリデザイン

フクシオンフェスやSELPフェアなど、消費者との接点をリデザインし、民間企業や一般消費者に対して、福祉へのイメージを転換させる訴求を行う。

「障がい者×農業」による幸せ就労実現事業について

福井県健康福祉部
障がい福祉課
藤本 達哉

現状 ・ 展開

- 収益（経営）の課題：就労継続支援事業において農福連携で収入がある事業所は少ない。
- 地域に根差した障がい者：施設内軽作業による事業形態が多く(全体の約4割)、共生社会の理念に基づいた誰かが輝ける社会就労支援の追求を目指すためには地域の中で役割が持てるような就労支援が求められる。
- 取り組み事業者数の停滞：農福連携推進ビジョン(農林水産省)においては年14%/年の増加とする目標が提示されているが、本県においての伸び率(令和元～令和3年)は35件→37件(年2.5%ペース)と停滞している。

新3K（カッコいい・稼げる・感動）・地域共生への取り組み支援

「コンテスト」を開催し、農福連携を行う事業者のパワーアップを図る。

ブラッシュアップ

▷経営力強化の後押し → 経営面のコンサルティングによる事業の安定収益化

▷就労を通じた共生社会への取り組み → 農業を通じた障がい者の地域連携により「障がい者と健常者の壁」をなくす
→ 既存事業者の魅力ある取り組みを「コンテスト」という形で大々的にPRし農福連携のイメージを変える！！

施策

農福連携への新規参入・基盤強化

スタートアップ

交流事業・農業用設備補助を通じた新規参入の促進

▷農福連携商談マルシェを開催 → 新規のビジネスチャンスを提供することで取り組む経営体の増加を図る

▷農福連携地域交流会の開催 → 各地区農業者の集まりに対し、就労支援事業所とのコミュニケーションの機会を提供し、農福連携の理解促進を図る

▷スタートアップ事業（設備補助）の実施 → 障がい者が働くために必要な環境整備（トイレ等）に対する助成を行うことで新規参入の敷居を下げる

効果

① 既存事業者の強化（ブラッシュアップ）



② 新規参入促進（スタートアップ）



質の高い事業者の増加

障がい者の働き方の多様化
農業の新3K化（安定基盤）

農業・障がい者・地
域へのインパクト

新3K（カッコいい・稼げる・感動）・地域共生への取り組み支援（ブラッシュアップ）

目的

現在、農福連携を主として行っている事業所は少なく、また、農福連携実施事業者の工賃が低い傾向にある。障がい者の働きがいや多様性・地域に根差すといった地域共生を目指す事業者に対し伴走支援を実施し、『カッコいい・稼げる・感動する』農福連携にチャレンジすることにより、障がい者の幸せ就労の実現および工賃向上を図る。

ビジネスコンテストの開催

ビジネスコンテストを開催し、伴走支援する事業者を決定。次年度以降も必要に応じ、伴走支援を実施する。

対象事業：主として農業を行うものであって障がい者が参画する事業

対象事業者：法人格を有し、すでに農福連携の取り組みを行っている事業者

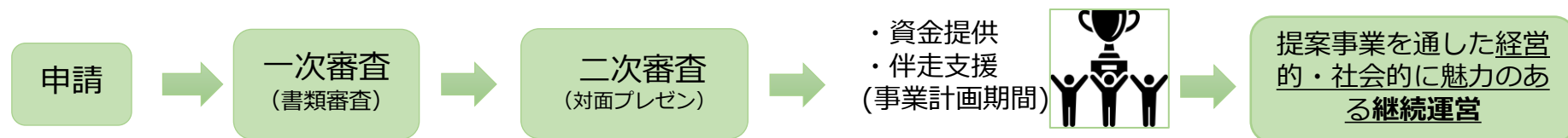
選考基準：①地域に根ざした取り組みであるか。

②事業の継続性が見込まれること。

③障がい者の働きがいや生きがいに焦点を当てたものであるか

④新たな価値観を組み込んだ農福連携を行うこと 等

支援：選定された事業者（3者）には、事業資金（100万円）および伴走支援（コンサル）の提供



求める姿

チャレンジする（攻める）農福連携事業者が事業を通して地域農業や障がい福祉事業所に
インパクトをもたらす

- ・取組事例の横展開・農福連携を行う事業者の増加
- ・農福連携の広がりを通した**持続可能な地域共生社会や幸せ就労の実現**

農福連携への新規参入・基盤強化（スタートアップ）

目 的

農福連携の新規参入促進を行う上で、農業者・障がい福祉事業者が交流を行うことにより、お互いの認知度の向上を図る。
また、農福連携を実施したい事業者の事業開始時の負担軽減を目的として、障がい者を就労させるための環境整備に必要な機械・施設等の整備について助成し、障がい者が働きやすい環境整備を行う。

事業概要

農福商談マルシェの開催

・作業受託のマッチング促進のために県内農業者および、障がい福祉サービス事業者向けに、商談会を開催する。



R元.商談会

農福連携地域交流会

・各地区の農業者の集まりに対し、同地区内の就労支援事業者の紹介を行い地区ごとの相互交流の活性化を目指す。
・必要な場合、園芸振興課のサポーター登録された方によるアドバイザー派遣を実施
事業期間：令和9年度まで（予定）



農福連携スタートアップ

・農福連携を実施したい事業者の事業開始時の負担軽減のため、環境整備に必要な機械・施設等の整備について助成

助成対象：障がい者の雇用・就労を目的とした農林水産物生産施設、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備
事業期間：令和9年度まで（予定）

効 果

業種間の業務マッチングや各地域内でのネットワーク化および初期設備等の支援を行うことで農業・福祉の分野間連携を活性化し、農福連携に取り組む事業者の増加を目指す。

目標：令和4年度現在37カ所→令和9年度約60カ所 ※実施主体問わず

「農福連携等推進ビジョン」（R元～R6）※農林水産省HP参照

○農福連携を推進するためのアクション

・今後5年で、農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標（4,117事業所→7,117事業所）